

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より、消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、増収分についてはその用途を明確化し、全て社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。本町では、平成30年度決算における「地方消費税交付金（社会保障財源化分）」について、下記の社会保障施策に充当し実施しましたので公表いたします。

令和元年11月

■ 歳入歳出決算の状況	【歳入】	地方消費税交付金（従 来 分）	182,046	千円
		地方消費税交付金（社会保障財源化分）	134,733	千円
		計	316,779	千円
	【歳出】	社会保障施策に要する経費（総 額）	3,284,688	千円

### ■ 社会保障施策に要する経費（内訳）

社会保障施策区分	経 費	財 源 内 訳					主 な 事 業 内 容	
		特 定 財 源			一般財源	うち、引上げ分の 地方消費税交付金 (社会保障財源化分)		
		国・県 支出金	町 債	その他				
社会福祉	障害者福祉事業	611,332	427,525	0	2,181	181,626	11,419	介護・訓練等給付費、重度心身障害者医療費
	高齢者福祉事業	286,175	7,753	12,300	37,912	228,210	14,348	高齢者福祉施設管理費、養護老人ホーム諸経費
	児童福祉事業	1,066,173	317,391	46,700	84,130	617,952	38,850	保育所（公立・私立・認定こども園）諸経費、乳幼児・児童医療費
	母子福祉事業	26,253	6,523	0	0	19,730	1,240	妊産婦健康診査事業、ひとり親家庭医療費
	その他	5,211	29	0	0	5,182	326	町民館及び隣保館（管理・事業）費
	小 計	1,995,144	759,221	59,000	124,223	1,052,700	66,183	
社会保険	介護保険事業	389,499	5,772	0	0	383,727	24,125	介護保険特別会計への繰出金
	国民健康保険事業	250,027	96,996	0	0	153,031	9,621	国民健康保険特別会計への繰出金
	後期高齢者医療事業	465,592	92,108	0	0	373,484	23,481	後期高齢者医療特別会計への繰出金、後期高齢者医療広域連合医療費負担金
	小 計	1,105,118	194,876	0	0	910,242	57,227	
保健衛生	疾病予防対策事業	67,592	1,058	0	1,872	64,662	4,065	各種予防接種事業、健診事業
	診療所管理運営事業	107,395	686	0	0	106,709	6,709	興津診療所管理費、診療所特別会計への繰出金
	医療提供体制確保事業	9,439	703	0	0	8,736	549	緊急医療病院群輪番制病院負担金
	小 計	184,426	2,447	0	1,872	180,107	11,323	
合 計	3,284,688	956,544	59,000	126,095	2,143,049	134,733		

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）については、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。